

十一

毎年六月二十日以降に各支払期日に属する期間に属する月の二ヶ月間に亘るに付ける。

額面金額又は登録金額× $\frac{1.7}{100}$ × $\frac{1}{2}$

財務省告示第二十三号
國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十四年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十五年一月九日
財務大臣臨時代理

十 十 十
五 四 三 二

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

平 取 国 日 額 平 る
成 扱 債 本 面 成 利
十 店 代 銀 金 三 子
四 並 理 行 額 十 を
年 び 店 の 百 四 支
十 に 及 本 円 年 払
二 取 び 店 に 十 う
月 扱 国 支 つ 二 。
二 郵 債 支 き 月
十 便 元 店 百 二
日 局 利 代 円 十
金 理 支 店
払 、